

別表一の三次葉 令四・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等	法人名			
法人税額の計算						
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に控除した金額	000
	控除税額の計算	その他の所得金額(1)-(46)	47	000	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	000
		(46)の15%又は19%相当額	48		外国税額(別表六の三「15」)	
		(47)の23.2%相当額	49		計(50)+(51)	
					恒久的施設帰属所得に係る法人税額	
					「46」欄及び「55」欄	
					中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合	
					① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」	
					② 「区分番号」欄：「00380」	
					③ 「適用額」欄：「46」欄及び「55」欄の金額の合計(円単位)	
恒久的施設帰属所得に係る法人税額の計算等	この申告前の課税標準法人税額又は災害損失金	64		この申告前の課税標準法人税額又は災害損失金	67	
	この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	
	この申告前の還付金額	69	外		外 00	

(注) 1 適用額は、「46」欄及び「55」欄それぞれ年800万円が上限となります。
 2 別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「13」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43の外書)))	77	00
この申告前の中間還付額	75				